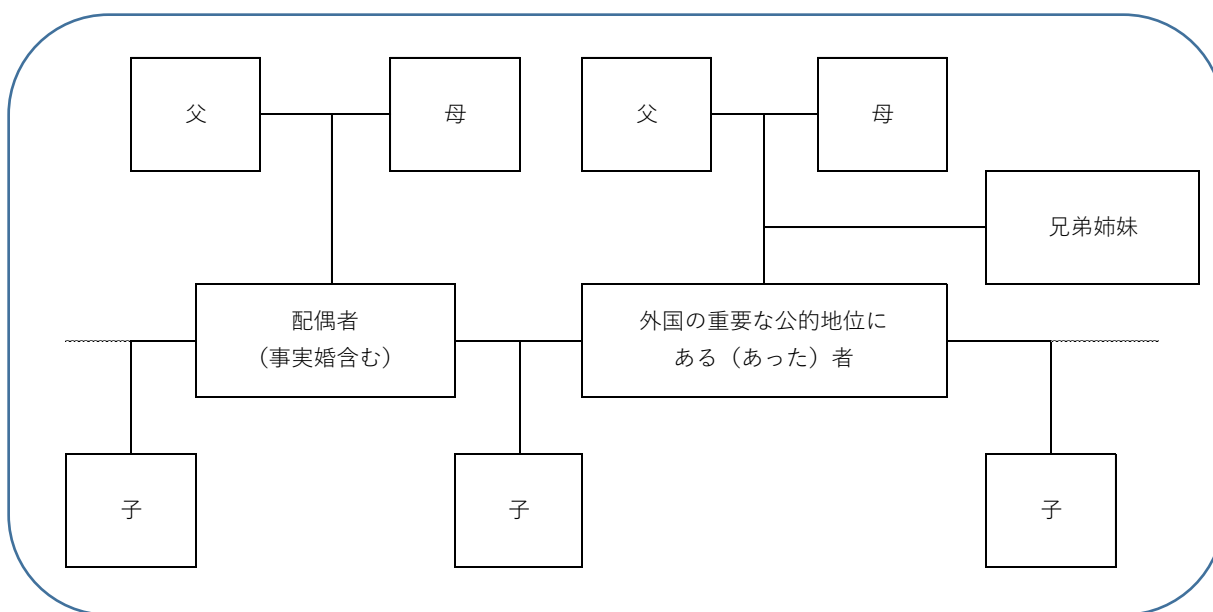


「モビットカード会員規約第 28 条」における
外国の政府等において重要な地位にある方の家族の範囲等について

モビットカード会員規約第 28 条における、外国の政府等において重要な地位にある（または過去にそうであった）方の家族の範囲、及び制裁対象国・地域は以下のとおりです。

1. 外国の政府等において重要な地位にある(または過去にそうであった)方の家族の範囲



2. 制裁対象国・地域

- ・北朝鮮
- ・イラン・イスラム共和国（イラン）
- ・キューバ
- ・シリア・アラブ共和国（シリア）
- ・ウクライナのクリミア地域
- ・ドネツク人民共和国（自称）
- ・ルハンスク人民共和国（自称）